

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）及び特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令を次のように定める。

第一条 この省令において使用する用語は、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第二條 法第三條第一項の認定若しくはその更新（以下「認定等」という。）又は法第七條第十四（以下「認定等を受けようとする者」という。）の条第三項の規定により指定調査機関が行う調査について申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第一による申請書を指定調査機関に提出しなければならない。

- 二 国外適合性評価事業の区分
- 三 認定、更新又は変更の認定の申請の別
- 四 国外適合性評価事業の用に供する設備の概要

限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲

2 前項の申請書には、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号。次項において「施行規則」という。）第三条各号の認定の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

(調査の結果の通知)

第三条 法第十四条第四項の規定により主務大臣に対して行ふ調査の結果の通知は、次に掲げる事項を記載した様式第二による通知書によって行ふものとする。

- 一 調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 調査の申請に係る国外適合性評価事業の区分

三 調査の概要及び結果（調査の事務の合理化をした場合にあつては、その旨を含む。）

（指定の申請）

第四条 第十五条の指定の申請をしようとする

者は、その申請に係る国外適合性評価事業の区分ごとに、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 二 調査の業務を行うとする事務所の所在地
- 三 調査の業務を開始しようとする年月日
- 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 令第二条第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業

の区分に係る指定の申請の場合
イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準

口 最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの

ハ 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに収支予算書で調査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものの

次の事項を記載した書類

(1) 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴並びに法人の種類に依じて次条第二項の構成員の氏名又は名称

(2) 組織及び運営に関する事項
(3) 指定の申請に係る調査と類似する業務の実績

(4) 調査の業務以外の業務を行っている場合
(5) 調査の業務の実施に関する計画

(6) 調査を行う者の氏名及び経歴
(7) その他参考となる事項

の区分に係る指定の申請の場合
イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準
ずるもの
ロ 第五条第一項の規定に適合することを説

明した資料
ハ 申請者が

ないことを説明した書類
二 次の事項を記載した書類

(1) 申請者が法人である場合には、役員の名簿及び略歴並びに法人の種類に応じた条第二項の構成員の氏名又は名称

(2) 組織及び運営に関する事項

(3) 指定の申請に係る調査と類似する業務の実績

(4) 調査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要

(5) その他参考となる事項

口は、変更した事項、変更した年月日及び変更の理由を記載した様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

令第二条第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業

の区分に係る調査を行う指定調査機関にあつては前項第一号ホ（１）（構成員の氏名又は名称に係る事項に限る）、（４）又は（６）の事項

二 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業の区分に係る調査を行う指定調査機関にあつては前項第二号ロ（調査を行う者の氏名及び経歴に係る事項に限る。）又は二（一）（構成員の氏名又は名称に係る事項に限る。）若しくは（４）の事項（指定の基準）

第五条 法第十七条第一号の審査の基準については、次のとおりとする。

令第二条第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合

表第一に掲げるものとする。

口 技術的能力についての審査の基準は、別表第二に掲げるものとする。

二 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合、当該国外

適合性評価事業に係る国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた適合性評価機関の認定を行う機関に関する規格に規定する基準のうち、経理的基礎及び技術的能力に関するものとする。

2 法第十七条第二号の主務省令で定める構成員は、次の各号に定める法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 一般社団法人 社員

三 株式会社 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主

四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に準ずるもの

3 法第十七条第三号の主務省令で定める基準は、調査の実施に係る組織、調査の方法、料金の算定方法その他の調査の業務を遂行するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。

- 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
- 二 調査を受ける者との取引関係その他の利害

三 前二号に掲げるもののほか、調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(名称等の変更の届出)

第六条 指定調査機関は、法第十八条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げ

る事項を記載した様式第五による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

(指定の更新)

第七条 第四条第一項及び第二項並びに第五条の規定は、法第十九条第一項の指定調査機関の指定の更新に準用する。

(役員の選任及び解任の届出)

第八条 指定調査機関は、法第二十二條の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任した役員の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任又は解任した年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 選任又は解任に関する意思の決定を証する書類

二 選任の届出の場合にあつては、選任された役員の略歴書

(調査業務規程の認可の申請等)

第九条 指定調査機関は、法第二十三條第一項前段の規定により調査業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七による申請書に調査業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 指定調査機関は、法第二十三條第一項後段の規定により調査業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第八による申請書に変更後の調査業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(調査業務規程の記載事項)

第十条 法第二十三條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 調査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 調査の業務を行う事務所に関する事項

三 調査の業務の実施方法に関する事項

四 手数料の収納に関する事項

五 調査を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六 調査の業務に関する秘密の保持に関する事項

七 調査の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八 会計処理に関する事項

九 事業報告書の公開等に関する事項

十 法第十四条第四項に規定する主務大臣への通知に関する事項(令第二条第八号に係る国外適合性評価事業の区分に係る指定調査機関の場合に限る。)

十一 前各号に掲げるもののほか、調査の業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第十一条 法第二十四條の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 調査の申請を受けた年月日

三 調査の申請に係る国外適合性評価事業の区分

四 調査を行った年月日

五 調査を行った者の氏名

六 調査の概要及び結果(調査の事務の合理化をした場合にあつては、その旨を含む。)

2 法第二十四條の帳簿は、調査の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。

3 前項に規定する保存は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体により行うことができる。(業務の休廃止の許可の申請)

第十二条 指定調査機関は、法第二十六條第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第九による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする調査の業務の範囲

二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

(調査の業務の引継ぎ)

第十三条 指定調査機関は、法第二十八條第三項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 調査の業務を主務大臣に引き継ぐこと。

二 調査の業務に関する帳簿及び書類を主務大臣に引き継ぐこと。

三 その他主務大臣が必要と認める事項

(機構による調査に関する準用)

第十四条 第二条第一項、第三条及び前条の規定は、機構による調査について準用する。この場合において、第二条第一項中「法第十四条第三項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第十四条第三項」と、指定調査機関とあるのは「機構」と、第三条中「法第十四条第四項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第十四条第四項」と、前条中「法第二十八條第三項」とあるのは「法第三十六條第三項」と、同条第一号及び第二号中「主務大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(公示)

第十五条 法第十八條第一項及び第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項、第二十八條第二項並びに第三十六條第四項の公示は、官報で告示することによって行う。

(調査の業務の実施に要する費用の細目)

第十六条 令第十二條第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出した基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。)、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

(手数料の額の認可申請書等)

第十七条 令第十二條第一項前段の申請書は、様式第十によるものとする。

2 令第十二條第一項後段の変更の認可に係る申請書は、様式第十一によるものとする。

(申請等の方法)

第十八条 令又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、令第十三條第一号の事項に係るものについては総務大臣に正本一通を提出することにより、同条第二号の事項に係るものについては総務大臣又は経済産業大臣のいずれかに正本及び副本各一通を提出することにより、同条第三号の事項に係るものについては経済産業大臣に正本一通を提出することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、法附則第二条の規定の施行の日(平成十三年十一月十七日)から施行する。

行の日(平成十三年十一月十七日)から施行する。

(準備行為)

2 法附則第二条に規定する指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、第四条、第五条、第九条、第十条、第十五条及び第十八條の規定の例により行うものとする。

附 則 (平成一四年七月二六日総務省・経済産業省令第三号)

この省令は、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月一日総務省・経済産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日総務省・経済産業省令第一号)

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月二〇日総務省・経済産業省令第一号)

この省令は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月一六日総務省・経済産業省令第四号)

この省令は、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十二号)の施行の日(平成十九年十一月二十日)から施行する。ただし、第二条の規定は、適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一日総務省・経済産業省令第四号)

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年四月二〇日総務省・経済産業省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日総務省・経済産業省令第二号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一月三〇日総務省・経済産業省令第三号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和四年一月七日総務省・経済産業省令第三号）

この省令は、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百三十一号）の施行の日から施行する。

別表第一（第五条関係）

項目	組織	二品
審査の基準	（一） 調査の業務の実施に必要な財務の安定性及び経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の調査の業務に活用される資源をいう。）を有すること。 （二） 調査の業務から生じる債務を履行するための適切な準備が整っていること。 （三） 調査の業務（経理的基礎に係る業務に限る。以下この表において「品質」という。）に責任を有する者（以下この表において「品質責任者」という。）により、品質に対する目標及び品質に対する方針（以下この表において「品質方針」という。）が文書として整備されていること。 （四） 品質方針が、役員及び職員に確実に理解され、実施され、及び維持されていること。 （五） 品質方針に基づいて、調査の業務の実施の手順を、具体的かつ体系的に定め、それらに従って調査の業務を適切に実施すること。 （六） 品質責任者の管理の下に、調査の業務に従事する部署から独立した、次の事項に係る権限の行使を認められた者を置くこと。 イ（一）から（三）までに規定する要件に合致した品質管理体制を確立し、実施し、及び維持すること。 ロ 品質責任者に対し、品質管理体制の実施結果を報告すること。	

三品	品質	管理体制	見直し	四文書	五記録
品質責任者により、品質管理体制の妥当性及び有効性を継続して確保するに足る間隔で見直しを実施するための方針及び手順が定められ、それらに従って品質管理体制の見直しが行われるとともに、当該見直しについての記録が維持されること。	品質責任者により、品質管理体制の妥当性及び有効性を継続して確保するに足る間隔で見直しを実施するための方針及び手順が定められ、それらに従って品質管理体制の見直しが行われるとともに、当該見直しについての記録が維持されること。			（一） 次の事項を社内規格として整備し、定期的に更新すること。 イ 自らの法的地位についての情報 ロ 調査の業務についての一般的な説明 ハ 財務の安定性を確保する手段 ニ 苦情を解決するための手順に関する情報 （二） 次の事項を社内規格として整備すること。 イ 二の項（三）の調査の業務の実施の手順 ロ 三の項の品質管理体制の見直しを実施するための手順 ハ 五の項（三）の秘密の保持に関する手順 ニ 六の項（一）の調査の業務に関する苦情を解決するための手順 ホ 六の項（三）の調査の業務に係る不適合があつた場合の取扱いの手順 ヘ 七の項の内部監査の実施の手順 ト 調査の業務に関する全ての文書及び電磁的方法による記録に係る記録媒体（以下この表において「全ての文書類」という。）を管理する手順 （三） 全ての文書類を（二）トに規定する手順に従って適切に管理し、調査申請者（法第十四条第三項の規定により調査について申請する者をいう。以下同じ。）並びに役員及び職員が適切な全ての文書類を利用できるようにすること。	（一） 調査の業務に関する記録を体系的に維持すること。 （二） 調査の業務に関する記録について、次の事項を満たすこと。 イ 調査の業務の手続の適切性及び情報の秘密の保持が確保できるように識別し、管理し、及び処分すること。

六苦情	品質	二品
（一） 調査申請者又はその関係者からの調査の業務に関する苦情を解決するための方針及び手順を定め、それらに従って処理すること。 （二） 苦情の処理については、次の事項を実施すること。 イ 調査の業務に関する全ての苦情を記録すること。 ロ 適切な是正処置及び予防的処置をとること。 ハ 実施した処置を文書として整理し、その処置の有効性を評価すること。 （三） 調査の業務に係る不適合の取扱い及びその取扱いを適切に実施するための手順を定めること。	（一） 調査の業務（技術的能力に係る業務に限る。以下同じ。）を適切に実施する上で必要な教育及び訓練を受け、専門的知識及び実務経験を有し、調査の業務を適切に実施するに十分な数の調査の業務に従事する者を確保すること。 （二） 令第二条第六号に係る国外適合性評価事業の区分に係る指定申請者（法第十四条第一項の指定を受けようとする者をいう。以下同じ。）は、書面による調査及び事業場（調査申請者が国外適合性評価事業を実施する場所をいう。以下同じ。）における調査（以下「書面等の調査」という。）の実施に係る技術的な問題を解決するための委員会を設置すること。 （三） 調査の業務の品質（以下「品質」という。）に責任を有する者（以下「品質責任者」という。）により、品質に対する目標及び品質に対する方針（以下「品質方針」という。）が文書として整備されていること。 （四） 品質方針が、役員及び職員に確実に理解され、実施され、及び維持されていること。 （五） 品質方針に基づいて、調査の業務の実施の手順を、具体的かつ体系的に定め、それらに従って調査の業務を適切に実施すること。 （六） 品質責任者の管理の下に、調査の業務に従事する部署から独立した、次の事項に係る権限の行使を認められた者を置くこと。 イ（一）から（三）までに規定する要件に合致した品質管理体制を確立し、実施し、及び維持すること。 ロ 品質責任者に対し、品質管理体制の実施結果を報告すること。	（一） 調査の業務の品質（以下「品質」という。）に責任を有する者（以下「品質責任者」という。）により、品質に対する目標及び品質に対する方針（以下「品質方針」という。）が文書として整備されていること。 （二） 品質方針が、役員及び職員に確実に理解され、実施され、及び維持されていること。 （三） 品質方針に基づいて、調査の業務の実施の手順を、具体的かつ体系的に定め、それらに従って調査の業務を適切に実施すること。 （四） 品質責任者の管理の下に、調査の業務に従事する部署から独立した、次の事項に係る権限の行使を認められた者を置くこと。 イ（一）から（三）までに規定する要件に合致した品質管理体制を確立し、実施し、及び維持すること。 ロ 品質責任者に対し、品質管理体制の実施結果を報告すること。

品質	管理体制	見直し	四文書	三品
品質責任者により、品質に対する目標及び品質に対する方針（以下「品質方針」という。）が文書として整備されていること。	品質責任者により、品質に対する目標及び品質に対する方針（以下「品質方針」という。）が文書として整備されていること。	品質責任者により、品質に対する目標及び品質に対する方針（以下「品質方針」という。）が文書として整備されていること。	（一） 次の事項を社内規格として整備し、定期的に更新すること。 イ 自らの法的地位についての情報 ロ 調査の業務についての一般的な説明 ハ 書面等の調査の手続についての情報 ニ 書面等の調査の申請手数料についての情報 ホ 調査申請者の権利及び義務 ヘ 苦情を解決するための手順に関する情報 （二） 次の事項を社内規格として整備すること。 イ 二の項（三）の調査の業務の実施の手順 ロ 三の項の品質管理体制の見直しを実施するための手順	品質責任者により、品質管理体制の妥当性及び有効性を継続して確保するに足る間隔で見直しを実施するための方針及び手順が定められ、それらに従って品質管理体制の見直しが行われるとともに、当該見直しについての記録が維持されること。 品質責任者により、品質管理体制の妥当性及び有効性を継続して確保するに足る間隔で見直しを実施するための方針及び手順が定められ、それらに従って品質管理体制の見直しが行われるとともに、当該見直しについての記録が維持されること。

五 員 要 査 調		六 書 面 等 の 調 査 の 申 請		七 書 面 等 の 調 査 の 実 施		八 記 録		九 主 務 大 臣 へ の 通 知		十 内 部 監 査	
ハ 五の項（１）の調査要員の採用、教育及び訓練についての手順 ニ 五の項（２）の調査要員の調査能力に関する適切な基準 ホ 五の項（４）の調査要員の選定方法についての手順 ヘ 五の項（８）の調査要員が実施する書面等の調査を監視する体制についての手順 ト 七の項（１）の書面等の調査の実施に関する手順 チ 八の項（３）の記録を維持するための手順 リ 八の項（３）の秘密の保持に関する手順 ヌ 九の項の主務大臣への通知に関する手順 ル 十の項（１）の調査の業務に関する苦情を解決するための手順 ヲ 十の項（３）の調査の業務に係る不適合があつた場合の取扱いの手順 ワ 十一の項の内部監査の実施の手順 カ 調査の業務に関する全ての文書及び電磁的方法による記録に係る記録媒体（以下「全ての文書類」という。）を管理する手順 （３） 全ての文書類を（２）カに規定する手順に従って適切に管理し、調査申請者並びに役員及び職員が適切な全ての文書類を利用できるようにすること。 （１） 調査要員（書面等の調査を行う者及び国外適合性評価事業に係る技術的な事項を指導及び助言する専門家を用いる以下同じ。）の採用、教育及び訓練についての方針及び手順を定めること。 （２） 調査要員の能力に関する適切な基準を定めること。 （３） 書面等の調査を行う者は、日本産業規格Ｑ一九〇一一を満たすこと。 （４） 調査要員の選定方法についての手順を定め、その選定は、能力、教育、訓練、調査に有用な資格及び調査の実務経験並びにそれらの評価に基づいて実施すること。 （５） 調査チーム（書面等の調査を実施するために選定した調査要員の集合体という。以下同じ。）は、七の項（１）の書		面等の調査の実施に関する手順、法第五条第一項に規定する国外適合性評価事業の認定の基準及び専門的知識に精通していること。 （６） 調査チームに対し、書面等の調査に必要な各人ごとの職務及び責任範囲を記述した明確かつ最新の状態の指示書並びに書面等の調査の手順に関する全ての関連情報を提供すること。 （７） 調査要員に対し、書面等の調査に関する秘密を保持すること、書面等の調査が調査申請者との間の営業上その他の利害関係に影響されないこと及び現在又は過去の職務に関係しないことを誓約書等の書面で要求すること。 （８） 調査要員が実施する書面等の調査を監視する体制についての方針及び手順を定めること。 （９） 調査要員に関する次の事項を含む記録を保持し、最新の状態に維持すること。 イ 氏名及び住所 ロ 組織における所属及び地位 ハ 学歴及び資格 ニ 実務経験、教育及び訓練 ホ 業績評価 ヘ 最新の記録を更新した日付 （１） 書面等の調査の手続に関する詳細な説明書、書面等の調査の申請手数料その他の書面等の調査の方法を記述した文書を最新の状態に維持し、調査申請者に提供すること。 （２） 調査申請者から求められた場合は、書面等の調査の申請に関する追加的な情報を提供すること。 （３） 調査申請者に対して、事業場における調査の前に、少なくとも次の情報を提供させること。 イ 調査申請者の概要 ロ 調査申請者の国外適合性評価事業を行おうとする組織及び一般的な情報 ハ 調査申請者の社内規格 （４） 調査申請者から書面等の調査の申請に際して収集した情報は、適切な秘密の保持を行うこと。		（１） 書面等の調査の実施に関する方針及び手順を定めること。 （２） 書面等の調査の実施計画を作成すること。 （３） 調査申請者から収集した全ての資料を評価し、書面等の調査を実施するための適切な調査チームを構成すること。 （４） 書面等の調査を実施する調査チームの構成員の氏名その他調査申請者が指定申請者に対して異議を申し立てる場合に必要となる情報を、十分な予告期間を置いて調査申請者に通知すること。 （５） 書面等の調査の実施計画及び書面等の調査を実施する日について調査申請者と合意し、調査チームが行うべき調査事項を明確に定め、調査申請者に通知すること。 （６） 次の事項を確実に実施するため、書面等の調査を始める前に調査申請者からの申請の内容の確認を行い、その記録を維持すること。 イ 調査申請者との間に生じる書面等の調査の申請の内容に係る解釈の相違が全て解消されていること。 ロ 書面等の調査の申請に係る国外適合性評価事業の区分及び事業場に依じて書面等の調査を実施する能力を持つこと。 （７） 事業場における調査を実施した後、調査チームと調査申請者との間で終了時の会議を開き、調査チームの意見を書面又は口頭で示すとともに、その意見について調査申請者に質問をさせることができること。 （１） 調査の業務に関する記録を体系的に維持すること。 （２） 調査の業務に関する記録について、次の事項を満たすこと。 イ 書面等の調査の手順が、効果的に実施されていることを実証すること。 ロ 調査の業務の手続の適切性及び情報の秘密の保持が確保できるように識別し、管理し、及び処分すること。 ハ 調査申請者の国外適合性評価事業に係る認定の有効期間以上保持すること。		（３） 記録を維持するための方針及び手順並びに記録の利用に関して、秘密の保持に関する方針及び手順を定めること。 主務大臣への法第十四条第四項に規定する通知に関する手順を定めること。		（１） 調査申請者又はその関係者からの調査の業務に関する苦情を解決するための方針及び手順を定め、それらに従って処理すること。 （２） 苦情の処理については、次の事項を実施すること。 イ 調査の業務に関する全ての苦情を記録すること。 ロ 適切な是正処置及び予防的処置をとること。 ハ 実施した処置を文書として整理し、その処置の有効性を評価すること。 （３） 調査の業務に係る不適合の取扱い及びその取扱いを適切に実施するための手順を定めること。 日本産業規格Ｑ一九〇一一の規定に基づいて、内部監査の実施の手順を定め、それらに従って内部監査を定期的かつ適切に実施すること。			

備考1 機軸として併合の理由の論議については、「阪神合併問題研究委員会」とよむの「阪神行政改革大綱と合併推進協議会基本構想推進事業」と、同「14年3月25日」とあるのは「第96期3月定例会」において審議する此第14期3月定例会である。

備考2 調査の趣旨に照し、特定期限に際する適合性評価結果の結算と外因との相互因果の実施に際する法律施行期日第19年度又は第20年度に定まる審査期日の前日である旨は、申請に係る適合性評価事業実施に係る適合性評価事業の審査結果の認定を受ける旨に照し、申請第3期3月定例会の認定を受ける旨は第2期3月定例会を受ける旨を明記し、6次の「認定を受ける審査結果を受けることと認定する審査結果」を加え、添付する書類を具体的に記載すること。

備考3 この月報の大きさは、日本標準規格に準拠するA4用紙とする。

- ① 調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 調査の申請に係る関係適合性評価事業の区分
- ③ 調査の概要及び結果（調査の事由の合理性をした場合においては、その旨を含む。）

備考）検査は過半数の賛成にあっては、「特定調査機関代表者」とあるのは「独立行政法人製品保証3号基団検査機構理事長」と、「第34条4項」とあるのは「第36条第2項において準用する法律第14条第4項」とする。

- ① 不要な文字は、消滅すること。
- ② この局域の大きさは、日本産業規格に定めるA4用紙とすること。

1 国外適合性評価事業の区分
2 調査の業務を行うとする事所の所在地
3 調査の業務を開始しようとする年月日

備考: 不要の文字は、抹消すること。
2 の欄紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4用紙とする。
3 事務所が2以上ある場合においては、事務所ごとに記載すること。

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考1 不要の文字は、抹消すること。

- 2 この号紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4(※)とする。
- 3 は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

様式第2（第3条、第14条関係）

様式第3
(第4条関係)

様式第4 (第4条関係)

様式第5（第6条関係）

様式第5（第6条関係）

名称変更提出書

年 月 日

総務大臣又は経済産業大臣 宛

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

特定機関に係る適合性評価手続の結果の内容及その相互承認の実施に関する法律第28条第1項の規定により、指定商業機関の名称（住所・調査の実施を行う事業所の所在地）を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更後の名称若しくは住所又は調査の実施を行う事業所の所在地

2 変更しようとする年月日

備考： 変更の文字は、附随すること。

2 この附随の大きさは、日本標準規格に定めるA4用紙とすること。

3 は、変更前及び変更後を併用して記載すること。

様式第6（第8条関係）

様式第6（第8条関係）

役員選任（解任）届出書

年 月 日

総務大臣又は経済産業大臣 宛

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

特定機関に係る適合性評価手続の結果の内容及その相互承認の実施に関する法律第28条第1項の規定により、役員（機関員）をしようしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 選任（解任）しよう者の氏名

2 選任（解任）の理由

3 選任（解任）した年月日

備考： 変更の文字は、附随すること。

2 この附随の大きさは、日本標準規格に定めるA4用紙とすること。

3 は、選任（解任）前及び選任（解任）後を併用して記載すること。

様式第7（第9条関係）

様式第7（第9条関係）

調査業務機関変更認可申請書

年 月 日

総務大臣又は経済産業大臣 宛

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

特定機関に係る適合性評価手続の結果の内容及その相互承認の実施に関する法律第28条第1項の規定による認可を受けたいので、調査業務機関を改めて申請します。

備考： 変更の文字は、附随すること。

2 この附随の大きさは、日本標準規格に定めるA4用紙とすること。

様式第8（第9条関係）

様式第8（第9条関係）

調査業務機関変更認可申請書

年 月 日

総務大臣又は経済産業大臣 宛

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

特定機関に係る適合性評価手続の結果の内容及その相互承認の実施に関する法律第28条第1項の規定による変更の認可を受けたいので、変更後の調査業務機関を改めて、下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする事項

2 変更しようとする年月日

3 変更の理由

備考： 変更の文字は、附随すること。

2 この附随の大きさは、日本標準規格に定めるA4用紙とすること。

様式第9（第12条関係）

様式第9(第12条関係)

募集停止(募集)許可申請書

年 月 日

総務大臣又は経済産業大臣 宛

住所
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特選機関に係る適合性評価手続の結果との相互承認の実施に関する法律第8条第1項の規定により、調査の結果の全部(一部)を停止(募集)したいので、下記のとおり申請します。

記

1 停止(募集)しようとする調査の調査の範囲

2 停止(募集)しようとする相互承認の停止しようとする場合はその期間

3 停止(募集)の理由

備考1 変更の文言は、削除すること

2 この記載の大きさは、日本標準規格に定めるA4用紙とすること。

様式第10（第17条関係）

様式第10(第17条関係)

調査手続許可申請書

年 月 日

総務大臣又は経済産業大臣 宛

住所
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特選機関に係る適合性評価手続の結果との相互承認の実施に関する法律第10条第1項後段の規定による認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 手続の種

2 調査件当たりに関する人件費、事務費その他の経費、調査費運賃、郵賃、航空運賃及び寄費(いう。)、日当及び宿泊料の額

3 1日の調査方法

備考1 変更の文言は、削除すること

2 この記載の大きさは、日本標準規格に定めるA4用紙とすること。

3 以上、調査を行う機関によって変動する額については、申請者が有する見積書を添付することにより記載事項に代えることができる。

様式第11（第17条関係）

様式第11(第17条関係)

調査手続結果変更許可申請書

年 月 日

総務大臣又は経済産業大臣 宛

住所
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特選機関に係る適合性評価手続の結果との相互承認の実施に関する法律第10条第1項後段の規定による変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 手続の種

2 調査件当たりに関する人件費、事務費その他の経費、調査費運賃、郵賃、航空運賃及び寄費(いう。)、日当及び宿泊料の額

3 1日の調査方法

備考1 変更の文言は、削除すること

2 この記載の大きさは、日本標準規格に定めるA4用紙とすること。

3 以上のほかでは、変更内容及び変更額を併用して記載すること。

4 以上、調査を行う機関によって変動する額については、申請者が有する見積書を添付することにより記載事項に代えることができる。